

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成28年11月11日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項と労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋本 昌

1 事件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

平成28年11月29日（火）午前0時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の施設（次の病院・事業所）

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1) 水戸市城南 3-15-17 | 茨城保健生活協同組合本部 |
| 2) 水戸市城南 3-15-17 | 城南病院 |
| 3) 水戸市城南 3-15-18 | 城南病院附属クリニック |
| 4) 水戸市白梅 3-13-8-201 | 訪問看護ステーション虹 |
| 5) 水戸市白梅 3-13-8-201 | 城南居宅介護支援事業所 |
| 6) 水戸市平須町 1819 | 水戸共立診療所 |
| 7) 水戸市平須町 1819 | デイサービスセンターひらす |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- 茨城民主医療機関労働組合 執行委員長 松崎 みどり